

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等 の一部を改正する省令案の概要

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案の概要

1. 趣旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係省令について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生省令第 63 号。以下「施行規則」という。）の改正

○ 省令名の変更

改正法により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）の名称が変更されるところから、施行規則の名称を改正する。

○ 改正法を踏まえた支援給付関係規定の整備

改正法により、特定中国残留邦人等が亡くなった後も支援給付を受給できる配偶者が特定配偶者に限定されたことに伴う所要の改正を行う。

また、改正法の経過措置により、改正法施行時に現に支援給付を受けている配偶者であって「特定配偶者」に該当しないものについて、引き続き支援給付を行うこととされたことに伴う所要の措置を講じる。

○ 配偶者支援金の支給申請に係る規定の整備

改正法により、特定配偶者に対して配偶者支援金を支給することとされているところから、配偶者支援金の支給申請を行う窓口及び必要な書類について規定するとともに、改正法施行前においても配偶者支援金の支給申請が行えるよう、所要の措置を講じる。

○ その他の形式的修正（条ずれ並びに法及び施行令の名称変更に伴う所要の改正）

（2）その他関係省令の改正

その他関係省令について、法、施行令及び施行規則の名称変更等に伴う所要の改正を行う。

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 26 年 10 月 1 日）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等
の一部を改正する省令案の新旧対照条文

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則

(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一～三 (略)

(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一～三 (略)

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)第十七条に規定する老齢基礎年金等(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあつては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

2
～
4 (略)

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)第十七条に規定する老齢基礎年金(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあつては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

2
～
4 (略)

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中国残留邦人等（法第十三条第二項の特定中國残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中國残留邦人等以外の特定中國残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イヽニ （略）

ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等、次号に規定する当該特定配偶者及び第三号に規定する当該特定配偶者であつた者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者を含む。以下この項において「当該

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中国残留邦人等（法第十三条第二項の特定中國残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中國残留邦人等以外の特定中國残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イヽニ （略）

ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等、次号に規定する当該配偶者及び第三号に規定する当該配偶者であつた者（以下この項において「当該特定中国残留邦人等及び配偶者等」という。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあっては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

特定中国残留邦人等及び特定配偶者等」という。

（）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号口に掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘーチ（略）

二 当該世帯に当該特定中国残留邦人等の特定配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該特定配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号口に掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘーチ（略）

二 当該世帯に当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号口に掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ヘ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の特定配偶者であった者（以下「特定配偶者であった者」という。）があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間においては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であった者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとさ

二 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ヘ イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三

当該世帯に特定中国残留邦人等の配偶者であった者（以下「配偶者であった者」という。）があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間においては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であった者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとさ

れていたものであつて、当該特定配偶者であつた者が支払を受けるもの

口 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ 口に掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合には、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ 法第十五条第一項の規定により給付される配偶者支援金（以下「配偶者支援金」という。）

ト イからヘまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

チ 口に掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者で

いたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

口 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ 口に掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合には、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

（新設）

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト 口に掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者で

当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る
者の収入の月額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額が口に掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額

イ (略)

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 (略)

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の特定配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者
二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該特定配偶者であつた者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で

あつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る
必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額が口に掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額

イ (略)

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 (略)

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該配偶者
二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該配偶者であつた者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で

定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定配偶者（当該世帯に当該特定配偶者以外の特定配偶者であった者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続して継続してその特定配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者又はその特定配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該特定配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者又は次号に規定する特定配偶者であつた者（以下この項において「当該特定配偶者等」という。）を養育しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受

定める額は、次のとおりとする。

一 当該配偶者（当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者（以下この項において「当該配偶者等」という。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費

け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ 配偶者支援金

ト イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に特定配偶者があつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者があつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者があつた者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者があつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとさせていたものであつて、当該特定配偶者である者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者があつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者があつた者の勤労収

に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ (新設)

ト イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者があつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者があつた者が改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者があつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者があつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者があつた者の配偶者があつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとさせていたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者があつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者があつた者の勤労収

労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であつて中國等の地域に居住しているものの訪問、中國等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ 配偶者支援金

ト イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ （略）

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定配偶者等に

入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中國等の地域に居住しているものの訪問、中國等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ 新設

ト イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ （略）

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係る

係るものとの差額に相当する額

2 (略)

ものとの差額に相当する額

2 (略)

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該特定配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者

- 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者であつた者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該特定配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

- (法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請)

(新設)

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

- 第十八条の七の二 法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付の支給及び平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を

行う都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供

第十八条の八 法第十七条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中國残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。)であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていないものの次に掲げる事項(申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。)に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一・四 (略)

(一時帰国情費の支給)

第十九条 法第十八条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国情費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(一時帰国情費の支給の申請)

第二十条 一時帰国情費の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第四号による

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供

第十八条の八 法第十六条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中國残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。)であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていないものの次に掲げる事項(申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。)に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一・四 (略)

(一時帰国情費の支給)

第十九条 法第十七条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国情費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(一時帰国情費の支給の申請)

第二十条 一時帰国情費の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第三号による

一時帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日より施行する。

(施行前の準備)

第二条 第十八条の七の二の規定における申請者は、施行日前においても、第十八条の七の二の規定の例により、その支給の申請をすることができる。

(支援給付の実施に関する経過措置)

第三条 第十八条の二から第十八条の六までの規定については、平成二十五年改正法附則第二条第一項及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者については、なお従前の例による。

(平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)

第四条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次とのおりとする。

一 当該配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるもの

一時帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 (略)

とされていたものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの

ハ 口に掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額に係る必要経費の額に相当する額

ハ 口に掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ニ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者（以下この項において「当該配偶者等」という。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入（給付金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者であつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者が法第十四条第三

項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとさせていたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

ニ 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中國等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入給付金を除く。)の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者で

あつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

（平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第五条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者である当該配偶者

二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者で

あつた者

(平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による支援
給付の程度)

第六条 平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による
法第十四条第一項の支援給付は、平成二十五年改正法附則
第二条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び
前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基
準により算出した額に比して不足する範囲内において行う
ものとする。

(平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による配偶
者支援金の支給の申請)

第七条 平成二十五年改正法附則第三条第一項配偶者支援金
の支給を受けようとする者（以下この条及び附則第二条に
おいて「申請者」という。）は、様式第三号による配偶者
支援金支給申請書を法第十四条第三項の規定による同条第
一項の支援給付の支給及び平成二十五年改正法附則第三条
第一項の規定による平成受給年改正法附則第四条第一項の
支援給付を行う都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理
する町村長に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明
らかにすることができる書類を添えなければならない。

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案新旧対照条文

改 正 案	現 行
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則</p> <p>(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)</p> <p>第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。</p> <p>一(三) (略)</p> <p>四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)第十七条に規定する老齢基礎年金等(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則 (平成六年厚生省令第六十三号) (傍線の部分は改正部分)</p> <p>(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)</p> <p>第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。</p> <p>一(三) (略)</p> <p>四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)第十七条に規定する老齢基礎年金(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)</p>
2(4) (略)	

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等

) 第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中国残留邦人等（法第十三条第二項の特定中國残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中國残留邦人等以外の特定中國残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イヽニ （略）

ホ 当該特定中國残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中國等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中國等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中國残留邦人等、次号に規定する当該特定配偶者及び第三号に規定する当該特定配偶者であつた者（以下この項において「当該特定中國残留邦人等及び特定配偶者等」という。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中國残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヽチ （略）

二 当該世帯に当該特定中國残留邦人等の特定配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあ

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等

) 第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中國残留邦人等（法第十三条第二項の特定中國残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中國残留邦人等以外の特定中國残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イヽニ （略）

ホ 当該特定中國残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中國等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中國等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中國残留邦人等、次号に規定する当該配偶者及び第三号に規定する当該配偶者であつた者（以下この項において「当該特定中國残留邦人等及び配偶者等」といいう。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中國残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヽチ （略）

二 当該世帯に当該特定中國残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあ

にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該特定配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ヘ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の特定配偶者であった

る者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ヘ イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の配偶者であった者（

者（以下「特定配偶者であった者」という。）があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ　当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとされていてしたものであつて、当該特定配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ　当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ　ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二　当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域に

以下「配偶者であった者」という。）があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ　当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとされていてるものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ　当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ　ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二　当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域に

域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合には、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト 法第十五条第一項の規定により給付される配偶者支援金（以下「配偶者支援金」という。）

チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者（中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十一条第一項の支援給付を受けている配偶者を含む。）があるときは、その者の収入の月額に相当する額

における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合には、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

（新設）

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額

(イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)

イ (略)

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 (略)
額

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の特定配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者
- 二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該特定配偶者であった者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 当該特定配偶者(当該世帯に当該特定配偶者以外の特定配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であった者が法第十四

イ (略)

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 (略)

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該配偶者
- 二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該配偶者であつた者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 当該配偶者(当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であつた者があるとき(当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であった者が法第十四条第三項の規定に

条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者又はその特定配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされたしたものであつて、当該特定配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

二 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者又は次号に規定する特定配偶者であつた者(以下この項において「当該特定配偶者等」という。)を養育しているものとの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないものの

より同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされたしたものとされたものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者(以下この項において「当該配偶者等」という。)を養育しているものとの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないものの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に特定配偶者であった者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていてもあつて、当該特定配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であつて中國等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者があつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者があつた者が改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者があつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者があつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていてもあつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者があつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者があつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者があつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中國等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における

における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ミ 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ （略）

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額

（略）

（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ミ 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ （略）

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係るものとの差額に相当する額

（略）

（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該世帯の当該特定配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者であつた者
- 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者であつた者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該特定配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請)

第十八条の七の二 法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者（以下この条及び附則第二条において「申請者」という。）は、様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付の支給及び平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を行う都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。
2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにできる書類を添えなければならない。

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供

- 一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者
- 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者であつた者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(新設)

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供

第十八条の八 法第十七条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等（明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。）であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていないものの次に掲げる事項（申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。）に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一・四 （略）

（一時帰国情費の支給）

第十九条 法第十八条规定第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用（以下「一時帰国情費」という。）の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一・二 （略）

2 （略）

（一時帰国情費の申請）

第二十条 一時帰国情費の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第四号による一時帰国情費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 （略）

附 則
（施行期日）

第十八条の八 法第十六条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等（明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。）であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていないものの次に掲げる事項（申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。）に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一・四 （略）

（一時帰国情費の支給）

第十九条 法第十七条の規定第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用（以下「一時帰国情費」という。）の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一・二 （略）

2 （略）

（一時帰国情費の申請）

第二十条 一時帰国情費の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第三号による一時帰国情費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 （略）

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日より施行する。

(施行前の準備)

第二条 配偶者支援金の申請者は、施行日前においても、第十八条の七の二の規定の例により、その支給の申請をすることができる。

(支援給付の実施に関する経過措置)

第三条 第十八条の二から第十八条の六までの規定については、平成二十五年改正法附則第二条第一項及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者については、なお従前の例による。

(平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)

第四条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該配偶者に係る次に掲げる額

- イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの
- ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
- ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者（以下の項において「当該配偶者等」という。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入（給付金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者があつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者があつた者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者があつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者があつた者の配偶者があつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに

掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入給付金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七

に相当する額を控除して得た額)

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

（平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第五条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者

二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者であつた者

（平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による支援給付の程度）

第六条 平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による支援給付は、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の支援給付は、平成二十五年改正法附則

第二条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請)

第七条 平成二十五年改正法附則第三条第一項配偶者支援金の支給を受けようとする者（以下この条及び附則第二条において「申請者」という。）は、様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付の支給及び平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による平成受給年改正法附則第四条第一項の支援給付を行う都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにできる書類を添えなければならない。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第一百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五条法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとさ</p>	<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設</p> <p>ハ ハウス（略）</p>

れた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設

ハ
（略）

○ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二一十三号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（訓練手当） 第二条　（略）	2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。 一～八の二　（略）	2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。 一～八の二　（略）
八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）	八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）	八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（特定求職者雇用開発助成金）	（特定求職者雇用開発助成金）	（特定求職者雇用開発助成金）
<p>第百十条　（略）</p> <p>2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9から15までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（2）又は（3）に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことのある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第一百十二条、第一百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。」を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（15に掲げる者にあっては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限</p>	<p>第百十条　（略）</p> <p>2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9から15までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（2）又は（3）に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことのある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第一百十二条、第一百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。」を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（15に掲げる者にあっては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限</p>	

る。）事業主であること。

(7) 中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援
に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永
住帰国した中國殘留邦人等及びその親族等であつて
、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過し
ていなないもの

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

る。）事業主である」と。

○ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則

第一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の改

自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援
給付に適用する場合を含む。)においてその例による場合
を含む。)に規定する救護施設又は更生施設

九
(略)

九
(略)

○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（

以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（

以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の

定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇三（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇三（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

2
・
3
五〇十
(略)

2
・
3
五〇十
(略)

[REDACTED]

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設の中に設けられた診療所</p>

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による
同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)
においてその例による場合を含む。)に規定する救護施設
の中に設けられた診療所

三〇七
(略)

三〇七
(略)

○ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又是次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」といいう。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例による

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又是次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

こととされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第一十号）

(傍線の部分は改正部分)

条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の介護扶助又は介護支援給付

3
•
4
二〇六
(略)

3
•
4
二〇六
(略)
(略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中国残留邦人等支援室及び外事室）</p> <p>第六十二条　（略）</p> <p>2　中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)の施行に関すること(他局の所 掌に属するものを除く。)。</p> <p>三～五　（略）</p>	<p>（中国残留邦人等支援室及び外事室）</p> <p>第六十二条　（略）</p> <p>2　中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の施行に 関すること(他局の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>三～五　（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇四 （略）

五 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国

現 行

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇四 （略）

五 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国

援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場

2 六(十五)(略)

2 六(十五)(略)

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）

省令第五一六号

改 正 案	現 行
（他の省令の準用）	（他の省令の準用）
<p>第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五条改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五条改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五条改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による</p>	<p>第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律）（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）</p>

同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)

2 三・四 (略) (略)

2 三・四 (略) (略)

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）（
傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第五条第三項に規定する施設）</p> <p>第五条の二 令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合）</p>	<p>（令第五条第三項に規定する施設）</p> <p>第五条の二 令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合）</p>

付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を
含む。）に規定する救護施設又は更生施設

五
(略)

五
(略)

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の省令の準用）</p> <p>第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例に</p>	<p>（他の省令の準用）</p> <p>第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）</p>

よることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支
援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適
用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場

合を含む。)
四〇十三 (略)

2 四〇十三
(略) (略)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）	2
薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）	31
雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）	33
○ 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）	34
○ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）	36
○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）	38
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）	41
○ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）	43
○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）	45
○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）	47
○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）	48
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）	50
○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）	52
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 52	52
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第十八号）	54

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則

（法第十三条第三項の一時金の支給の申請）

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者（以下「この条及び第十八条の八において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一～三 （略）

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号。以下「令」という。）第十七条に規定する老齢基礎年金等（以下「老齢基礎年金等」という。）の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

2～4 略

（法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で

（法第十三条第三項の一時金の支給の申請）

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者（以下「この条及び第十八条の八において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一～三 （略）

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号。以下「令」という。）第十七条に規定する老齢基礎年金等（以下「老齢基礎年金等」という。）の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

2～4 略

（法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で

定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中国残留邦人等（法第十三条第二項の特定中國残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中國残留邦人等以外の特定中國残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イイニ （略）

ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中國残留邦人等、次号に規定する当該特定配偶者及び第三号に規定する当該特定配偶者であった者（以下この項において「当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等」という。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘ （略）

ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定中國残留邦人等の収入の月額の十分の三に相当する額

チ （略）

二 当該世帯に当該特定中國残留邦人等の特定配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあ

定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中國残留邦人等（法第十三条第二項の特定中國残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中國残留邦人等以外の特定中國残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イイニ （略）

ホ 当該特定中國残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中國残留邦人等、次号に規定する当該配偶者及び第三号に規定する当該配偶者であった者（以下この項において「当該特定中國残留邦人等及び配偶者等」といいう。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中國残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘ （略）

ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定中國残留邦人等の収入の月額の十分の三に相当する額

チ （略）

二 当該世帯に当該特定中國残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあ

にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該特定配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入（平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金及び子育て臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金及び法第十五条第一項の規定により給付される配偶者支援金（以下「配偶者

る者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

「**支援金**」という。) を除く。) の月額の十分の三に相

当する額

へイに掲げる額以外の当該**特定配偶者**の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該**特定配偶者**の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の**特定配偶者**であつた者（以下「**特定配偶者**であつた者」という。）があるとき

（当該世帯に属する前にあつては継続してその**特定配偶者**であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる**特定配偶者**又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）

附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる**特定配偶者**又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）

附則第二条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該**特定配偶者**であつた者に係る次に掲げる額

へイに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の配偶者であつた者（以下「配偶者であつた者」という。）があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

へイに掲げる額以外の当該**特定配偶者**の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該**特定配偶者**の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國

國殘留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとさ

れていたものであつて、当該特定配偶者であつた者が

支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られ

る収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤

労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、

一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する

額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて

中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地

域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当

該特定中國殘留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世

帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲

げる額を上回る場合にあつては、当該特定中國殘留邦

人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるた

め支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の

当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額

のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定さ

れないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であ

つた者の収入（平成二十五年度の一般会計補正予算（

第1号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を

財源として市町村又は特別区から給付される給付金及

び子育て臨時特例給付金給付事業費補助金を財源とし

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國殘

留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとされて

いたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受

けるもの

ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収

入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収

入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万

五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額の

うち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国

等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域に

おける墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特

定中國殘留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属す

る者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を

上回る場合にあつては、当該特定中國殘留邦人等及び

配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け

、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該

配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、

保護の程度の決定において収入の額と認定されないも

の

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた

者の収入の月額の十分の三に相当する額

て市町村又は特別区から給付される給付金及び配偶者支援金を除く。)の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る額に係る必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からそらその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)

イ (略)

2 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)
第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の特定配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者
二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該配偶者で

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からそらその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)

イ (略)

2 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)
第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該配偶者
二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該配偶者で

者であった者

あつた者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定配偶者 (当該世帯に当該特定配偶者以外の特

定配偶者であった者があるとき (当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者又はその特定配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。) は、当該特定配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。) に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていてしたものであつて、当該特定配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額 (その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

二 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該配偶者 (当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であつた者があるとき (当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。) は、当該配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。) に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていてるものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額 (その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該

当該特定配偶者又は次号に規定する特定配偶者であつた者（以下この項において「当該特定配偶者等」といふ。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、いるものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入（平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号））に

おける臨時福祉給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金及び子育て臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金及び配偶者支援金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に特定配偶者であつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。以下「平成二十五年改正法」という。）

配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者（以下この項において「当該配偶者等」といふ。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者であつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限

附則第二条第三項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとさせていたものであつて、当該特定配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であつて中國等の地域に居住しているものの訪問、中國等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であ

る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとさせていたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中國等の地域に居住しているものの訪問、中國等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた

つた者の収入（平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を

財源として市町村又は特別区から給付される給付金及び子育て臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金及び配偶者支援金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ト 口に掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤

労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月

額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、

その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては

、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該

所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並

びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前

々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除し

て得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定配偶者等に

係るものとの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世

帶の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト 口に掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収

入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る

必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、

その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては

、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該

所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並

びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前

々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除し

て得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に

係るものとの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世

帶の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該**特定配偶者**以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者

- 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該**特定配偶者**であった者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該**特定配偶者**及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者

- 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者であつた者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(配偶者支援金の支給の申請)

第十八条の七の二 配偶者支援金の支給を受けようとする者

(以下この条及び附則第二条において「申請者」という。)

は、**様式第三号**による配偶者支援金支給申請書を**法第十**

四条第三項の規定による同条第一項の支援給付の支給を行

う都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、**申請者が特定配偶者であることを明**

らかにすることができる書類を添えなければならない。

(新設)

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供)

第十八条の八 法第十七条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二一日以後に生まれた者に限る。)であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていなもの次の次に掲げる事項(申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。)に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一・四 (略)

(一時帰国情費の支給)

第十九条 法第十八条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国情費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一・二 (略)
2 (略)

(一時帰国情費の支給の申請)

第二十条 一時帰国情費の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、様式**第四号**による一時帰国情費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 (略)

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供)

第十八条の八 法第十六条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二一日以後に生まれた者に限る。)であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つているもの次の次に掲げる事項(申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。)に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一・四 (略)

(一時帰国情費の支給)

第十九条 法第十七条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国情費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一・二 略
2 (略)

(一時帰国情費の支給の申請)

第二十条 一時帰国情費の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、様式**第三号**による一時帰国情費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 (略)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日より施行する。

(施行前の準備)

第二条 配偶者支援金の申請者は、施行日前においても、第十八条の七の二の規定の例により、その支給の申請をすることができる。

(支援給付の実施に関する経過措置)

第三条 第十八条の二から第十八条の六までの規定について
は、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりな
お従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給
付を受けている配偶者については、なお従前の例による。

(平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労
働省令で定める額等)

第四条 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める
額は、次のとおりとする。

一 当該配偶者（当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であ
つた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続
してその配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定に
より同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者で
あり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶
者又はその配偶者であつた者が同条第三項の規定により
同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつ
た者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に
限る。）は、当該配偶者であつた者を含む。以下この項

において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に
係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるもの
とされていたものであつて、当該配偶者が支払を受け
るもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に
係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額(一
その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

ニ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該
配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者(以下こ
の項において「当該配偶者等」という。)を養育した
者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、
中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等
の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費
に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収
入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定にお
いて収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(一
平成二十五年度の一般会計補正予算(第1号)におけ
る臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町
村又は特別区から給付される給付金及び子育て臨時特
別区から給付される給付金及び配偶者支援金を除く。
)の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が

一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者であつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ　当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ト　口に掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三、当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

□ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて

当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第五条 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める

者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者

あつた者

二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者で

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五条法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとさ</p>	<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設</p> <p>ハ ハウス（略）</p>

れた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設

ハ
（略）

○ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二一十三号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（訓練手当） 第二条　（略）	2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。 一～八の二　（略）	2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。 一～八の二　（略）
八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）	八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）	

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（特定求職者雇用開発助成金）

第一百十条 （略）

2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9から15まで

に該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）

の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適

応させるための訓練（その期間が二週間（2又は3）に掲

げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘

案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては

、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたこ

とがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた

事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第百十二条

、第百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「

職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公

共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用

開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同

意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場

所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して

雇用する労働者として雇い入れる（15に掲げる者にあつ

ては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限

（特定求職者雇用開発助成金）

第一百十条 （略）

2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9から15まで

に該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）

の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適

応させるための訓練（その期間が二週間（2又は3）に掲

げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘

案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては

、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたこ

とがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた

事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第百十二条

、第百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「

職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公

共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用

開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同

意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場

所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して

雇用する労働者として雇い入れる（15に掲げる者にあつ

ては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限

る。）事業主であること。

(7) 中國残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援
に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永
住帰国した中國残留邦人等及びその親族等であつて
、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過し
ていなないもの

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

る。）事業主である」と。

(7) 中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中國殘留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの

○ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則

第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び

平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び

自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援
給付に適用する場合を含む。)においてその例による場合
を含む。)に規定する救護施設又は更生施設

九
(略)

九
(略)

○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（

以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（

以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の

定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇三（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇三（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

2
・
3
五〇十
（略）

2
・
3
五〇十
（略）

[REDACTED]

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設の中に設けられた診療所</p>

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による
同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)
においてその例による場合を含む。)に規定する救護施設
の中に設けられた診療所

三〇七
(略)

三〇七
(略)

○ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又是次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」といいう。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例による

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又是次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

こととされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第一十号）

(傍線の部分は改正部分)

条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の介護扶助又は介護支援給付

3
•
4
二〇六
(略)

3
•
4
二〇六
(略)
(略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中国残留邦人等支援室及び外事室）</p> <p>第六十二条　（略）</p> <p>2　中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)の施行に関すること(他局の所 掌に属するものを除く。)。</p> <p>三～五　（略）</p>	<p>（中国残留邦人等支援室及び外事室）</p> <p>第六十二条　（略）</p> <p>2　中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の施行に 関すること(他局の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>三～五　（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
（他の省令の準用）	（他の省令の準用）
<p>第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十一年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支</p>	<p>第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）</p>

援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場

2 六(十五)(略)

2 六(十五)(略)

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 （略）

二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（）第十条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 （略）

二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（）第十条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）

同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)

2 三・四 (略) (略)

2 三・四 (略) (略)

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十二年厚生労働省令第百五十三号）

付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を
含む。）に規定する救護施設又は更生施設

五
(略)

五
(略)

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の省令の準用）</p> <p>第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例に</p>	<p>（他の省令の準用）</p> <p>第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）</p>

よることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支
援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適
用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場

合を含む。)
四(十三)(略)

2
四(十三)(略)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）	2
薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）	31
雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）	33
○ 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）	34
○ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）	36
○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）	38
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）	41
○ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）	43
○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）	45
○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）	47
○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）	48
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）	50
○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）	52
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 52	52
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第十八号）	54

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則

（法第十三条第三項の一時金の支給の申請）

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者（以下「この条及び第十八条の八において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一～三 （略）

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号。以下「令」という。）第十七条に規定する老齢基礎年金等（以下「老齢基礎年金等」という。）の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

2～4 略

（法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で

（法第十三条第三項の一時金の支給の申請）

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者（以下「この条及び第十八条の八において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一～三 （略）

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号。以下「令」という。）第十七条に規定する老齢基礎年金等（以下「老齢基礎年金等」という。）の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

2～4 略

（法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で

定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中国残留邦人等（法第十三条第二項の特定中國残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中國残留邦人等以外の特定中國残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イイニ （略）

ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中國残留邦人等、次号に規定する当該特定配偶者及び第三号に規定する当該特定配偶者であった者（以下この項において「当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等」という。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘ （略）

ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定中國残留邦人等の収入の月額の十分の三に相当する額

チ （略）

二 当該世帯に当該特定中國残留邦人等の特定配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情

定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中國残留邦人等（法第十三条第二項の特定中國残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中國残留邦人等以外の特定中國残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イイニ （略）

ホ 当該特定中國残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中國残留邦人等、次号に規定する当該配偶者及び第三号に規定する当該配偶者であった者（以下この項において「当該特定中國残留邦人等及び配偶者等」といいう。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中國残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘ （略）

ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定中國残留邦人等の収入の月額の十分の三に相当する額

二 当該世帯に当該特定中國残留邦人等の配偶者（婚姻の

にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該特定配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にはあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ヘ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の特定配偶者であつた

届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にはあつては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ヘ イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

者（以下「**特定配偶者**であった者」という。）があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその**特定配偶者**であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる**特定配偶者**又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる**配偶者**又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる**配偶者**又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第二条第三項の規定により同項の支援給付を受けることとなる**配偶者**であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その**配偶者**であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該**特定配偶者**であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該**特定配偶者**であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該**特定配偶者**であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該**特定配偶者**であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該**特定配偶者**であつた者の勤

る額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の配偶者であつた者（以下「**配偶者**であった者」という。）があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該**配偶者**であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該**配偶者**であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要絏費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該**配偶者**であつた者の勤

労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて

中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世

帶に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合には、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月

額に係る必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労收

入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合には、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る

必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ (略)

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び**特定**配偶者等に係るものとの差額に相当する額

- 2 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)
第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の**特定**配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該**特定**配偶者
二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該**特定**配偶者であつた者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 当該**特定**配偶者 (当該世帯に当該**特定**配偶者以外の**特定**配偶者であつた者があるとき (当該世帯に属する前にあつては継続してその**特定**配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる**特定**配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該**特定**配偶者又はその**特定**配偶者であつ

上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額

イ (略)

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に係るものとの差額に相当する額

- 2 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)
第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該配偶者
二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該配偶者であつた者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 当該配偶者 (当該世帯に当該配偶者以外の**特定**配偶者であつた者があるとき (当該世帯に属する前にあつては継続してその**特定**配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる**特定**配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該**特定**配偶者又はその**特定**配偶者であつ

た者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該特定配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該特定配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

二 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者又は次号に規定する特定配偶者であつた者(以下この項において「当該特定配偶者等」という。)を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者(以下この項において「当該配偶者等」という。)を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額
ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の

より同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者(以下この項において「当該配偶者等」という。)を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者(以下この項において「当該配偶者等」という。)を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額
ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の

額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に特定配偶者であった者があるとき（当該世

帶に属する前には継続してその特定配偶者であつた者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）

附則第二条第三項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國

残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていて、当該特定

配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られ

る収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤

労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、

一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者があつた者があるとき（当該世帯に

属する前には継続してその配偶者であつた者が改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國

残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られ

る収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤

労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、

一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する

額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であつて中國等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、

ト 保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて

当該世帯に属する者に係るものと当該**特定配偶者**等に
係るものとの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世
帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控
除して算出するものとする。

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)
第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で
定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該**特定配偶者**以外の前条第一項第一号に
規定する当該配偶者

二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該**特定配偶者**
であつた者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の
支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該
特定配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第
八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲
内において行うものとする。

(配偶者支援金の支給の申請)

第十八条の七の二 配偶者支援金の支給を受けようとする者
(以下この条において「申請者」という。)は、**様式第三
号**による配偶者支援金支給申請書を都道府県知事、市長及
び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する

所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並
びにその者の前年度分(四月及び五月にあつては、前
々年度分)の道府県民税及び市町村民税の額を控除し
て得た額を十二で除して得た額に相当する額
ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて
当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係る
ものとの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世
帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控
除して算出するものとする。

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)
第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で
定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定
する当該配偶者

二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者で
あつた者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の
支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該
第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内に
おいて行うものとする。

（新設）
福祉に関する事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることの証明する書類を添えなければならない。

（法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供

第十八条の八 法第十七条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等（明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。）であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つ

ていなきものの次に掲げる事項（申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。）に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一〇四 （略）

（法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供

第十八条の八 法第十六条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等（明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。）であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていなきものの次に掲げる事項（申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。）に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 国民年金の被保険者の資格に関する事項及び保険料の納付に関する事項
四 厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第十二条第一号に規定する共済組合の組合員及び同号ハに規定する私学教職員共済制度の加入者を含む。）の資格に関する事項並びに事業所又は事務所の名称及び船舶所有者の氏名

(一時帰国旅費の支給)

第十九条 法第十八条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国旅費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一・二 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日より施行する。

(施行前の準備)

第二条 第十八条の七の二第一項の支給を受けようとする者は、施行日前においても、**法第十四条第三項**の規定の例により、その支給の申請をすることができる。

又は名称

(一時帰国旅費の支給)

第十九条 法第十七条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国旅費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一・二 略

2 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五条法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとさ</p>	<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設</p> <p>ハ ハウス（略）</p>

れた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第38条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設

ハ
ヽ
ホ

（略）

○ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二一十三号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（訓練手当） 第二条　（略）	2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。 一～八の二　（略）	2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。 一～八の二　（略）
八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）	八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）	八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（特定求職者雇用開発助成金）

第一百十条 （略）

2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9から15まで

に該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）

の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適

応させるための訓練（その期間が二週間（2又は3）に掲

げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘

案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては

、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたこ

とがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた

事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第百十二条

、第百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「

職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公

共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用

開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同

意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場

所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して

雇用する労働者として雇い入れる（15に掲げる者にあつ

ては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限

（特定求職者雇用開発助成金）

第一百十条 （略）

2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9から15まで

に該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）

の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適

応させるための訓練（その期間が二週間（2又は3）に掲

げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘

案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては

、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたこ

とがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた

事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第百十二条

、第百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「

職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公

共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用

開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同

意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場

所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して

雇用する労働者として雇い入れる（15に掲げる者にあつ

ては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限

る。）事業主であること。

(7) 中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援
に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永
住帰国した中國殘留邦人等及びその親族等であつて
、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過し
ていなないもの

(8) (15) (略)

亦 (略)

(略) (略)

る。）事業主である」と。

(7) 中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中國殘留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの

二 (略) (8)
口木 (15) (略)

3
8 (略)

○ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援
給付に適用する場合を含む。)においてその例による場合
を含む。)に規定する救護施設又は更生施設

九
(略)

九
(略)

○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（

以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（

以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の

定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇三（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇三（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

2
・
3
五〇十
（略）

[REDACTED]

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設の中に設けられた診療所</p>

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による
同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)
においてその例による場合を含む。)に規定する救護施設
の中に設けられた診療所

三〇七
(略)

三〇七
(略)

○ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又是次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」といいう。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例による

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又是次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

こととされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第一十号）

(傍線の部分は改正部分)

条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の介護扶助又は介護支援給付

3
•
4
二〇六
(略)

3
•
4
二〇六
(略)
(略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中国残留邦人等支援室及び外事室）</p> <p>第六十二条　（略）</p> <p>2　中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)の施行に関すること(他局の所 掌に属するものを除く。)。</p> <p>三～五　（略）</p>	<p>（中国残留邦人等支援室及び外事室）</p> <p>第六十二条　（略）</p> <p>2　中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の施行に 関すること(他局の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>三～五　（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇四 （略）

五 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国

現 行

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇四 （略）

五 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国

援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場

2 六(十五)(略)

2 六(十五)(略)

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 （略）

二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（）第十条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による法律による

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 （略）

二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（）第十条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による

同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)

2 三・四 (略) (略)

2 三・四 (略) (略)

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）（
傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第五条第三項に規定する施設）</p> <p>第五条の二 令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付</p>	<p>（令第五条第三項に規定する施設）</p> <p>第五条の二 令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設</p>

付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を
含む。）に規定する救護施設又は更生施設

五
(略)

五
(略)

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（他の省令の準用）

第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一・二（略）

三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号

）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の

円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例に

（他の省令の準用）

第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一・二（略）

三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号

）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の

円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例に

よることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支
援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適
用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場

合を含む。)
四(十三)(略)

2 四(十三)(略)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）	2
薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）	31
雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）	33
○ 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）	34
○ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）	36
○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）	38
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）	41
○ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）	43
○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）	45
○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）	47
○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）	48
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）	50
○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）	52
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 52	52
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第十八号）	54

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則

（法第二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者）

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて出生の届出をすることができなかつたために同日において日本国民として本邦に本籍を有していなかつたもの（その出生の日において日本国民として本邦に本籍を有していた者を両親とするものに限る。）

二 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたものを母親とし、かつ、同日において日本国民として本邦に

本籍を有していた者（同日以前から引き続き中国の地域に居住しているものを除く。）を父親として同月三日以後中國の地域で出生し、引き続き中國の地域に居住している者

三　中國の地域における昭和二十年八月九日以後の混亂等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中國の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中國の地域で出生し、引き続き中國の地域に居住している者に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認める者

（法第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第二条　法第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一　樺太の地域における昭和二十年八月九日以後の混亂等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの
- 二　前号に掲げる者を両親として昭和二十年九月三日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺太の地域に居住している者
- 三　中國の地域以外の地域において前二号に掲げる者と同様の事情にあるものとして厚生労働大臣が認める者

(一時帰国の目的)

第三条 法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める目
的是は、次のとおりとする。

- 一 親族の訪問
- 二 墓参り
- 三 当該中国残留邦人等を養育した者であつて本邦に居住
しているものの訪問
- 四 前三号に掲げる目的に準ずるものとして厚生労働大臣
が認める目的

(永住帰国旅費の支給)

第四条 法第六条第一項に規定する永住帰国のために旅行に
要する費用（以下「永住帰国旅費」という。）の支給は、中
國残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて永住帰国す
る場合に行うものとする。

(永住帰国旅費の内容)

第五条 永住帰国旅費とは、中国残留邦人等の居住地又は厚
生労働大臣が指定する地から本邦における居住予定地まで
の船賃、航空賃、鉄道賃及び車賃並びに旅行中必要と認め
られる宿泊料、食費その他の費用で、当該永住帰国のために
の旅行及び当該中国残留邦人等の親族等（第十条に規定する
ものをいう。第七条、第十二条及び第十三条において同じ
。）の本邦への旅行に要するものをいう。
2 前項の旅費は、法の目的に照らし最も経済的な通常の經
路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。

(永住帰国情費の支給方法)

第六条 永住帰国情費の支給は、金銭によることができないとき、これによることが適当でないとき、その他法の目的を達成するため必要があるときは、乗車船券の交付その他の適切な方法により行うことができる。

(永住帰国情費の支給の申請)

第七条 永住帰国情費の支給を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、様式第一号による永住帰国情費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請は、申請者の親族(本邦に居住しているものに限る。)を代理人としてすることができる。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。

- 一 申請者の居住地を明らかにすることができる書類
 - 二 申請者の生年月日を明らかにできる書類
 - 三 申請者に親族等がいる場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 四 申請者に親族等がいる場合には、その者の生年月日を明らかにできる書類
 - 五 申請者(中国の地域に居住しているものに限る。)に次に掲げる者がいる場合には、その者が申請者の永住帰国情費に同意する旨の書面
- イ 申請者の配偶者(第十条第一号に規定するものを除く

口 申請者又はその配偶者(第十条第一号に規定するものに限る。)の扶養を受けている者(申請者と本邦で生活

を共にするために本邦に入国するものを除く。)

4 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる書類又は書面のほか、永住帰国情費の支給の決定に必要な書類又は書面の提出を求めることができる。

(決定及び通知)

第八条 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があつたときは、永住帰国情費の支給の要否及び額を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

(決定の取消し)

第九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合においては、前条の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 中国残留邦人等が虚偽の申請その他不正の行為によって永住帰国情費の支給を受けた場合
 - 二 中国残留邦人等が支給を受けた永住帰国情費を第五条第一項に規定する旅行に要する費用以外の用途に使用した場合
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、当該中国残留邦人等に対して書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(親族等)

第十条 法第六条第一項に規定する永住帰国する中国残留邦

人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中國残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令で定めるものは、中國残留邦人等の親族等（当該中國残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものであつて当該中國残留邦人等に同行するものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。

一 配偶者

二 二十歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）

三 日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子（配偶者のないものに限る。）であつて当該中國残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの

四 実子であつて当該中國残留邦人等（五十五歳以上である

もの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る。）の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該中國残留邦人等から申出のあつたもの

五 前号に規定する者の配偶者（前号に規定する者に同行して本邦に入国するものに限る。）

六 前各号に規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者

（自立支度金の支給）

第十一條 法第七条に規定する中國残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金（以下「自立支度金」という。）の支給は、中國残留邦人等が昭和二十年九月一日以後初めて永住帰国した場合に行うものとする。

(自立支度金の額)

第十二条 自立支度金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 中国残留邦人等及びその親族等一人につき十五万七千二百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき七万八千六百円）

- 二 中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が永住帰国のために本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

額
イ 二以下 十五万六千四百円
ロ 二・五以上三・五以下 七万八千二百円

(自立支度金の支給の申請)

第十三条 自立支度金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、永住帰国のために本邦に上陸した日から一年以内に、様式第二号による自立支度金支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。

一・二 （略）

三 申請者が永住帰国のために本邦に上陸した日を明らかにすることはできない

(自立支度金の額)

第十二条 自立支度金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 中国残留邦人等及びその親族等一人につき十五万七千二百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき七万八千六百円）

- 二 中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

額
イ 二以下 十五万六千四百円
ロ 二・五以上三・五以下 七万八千二百円

(自立支度金の支給の申請)

第十三条 自立支度金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、本邦に上陸した日から一年以内に、様式第二号による自立支度金支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。

一・二 （略）

三 申請者が本邦に上陸した日を明らかにすることはできない

にすることができる書類

四〇六 (略)

七 申請者に親族等がいる場合には、その者が永住帰国した日を明らかにすることができる書類

3・4 (略)

る書類

四〇六 (略)

七 申請者に親族等がいる場合には、その者が本邦に上陸した日を明らかにすることができる書類

3・4 (略)

(法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十三条の二 法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。)であつて、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情にかんがみ、明治四十四年四月二日から昭和二十一年十二月三十一日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとする。

(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一〇三 (略)

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)

(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

一〇三 (略)

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)第十七条に規定する老齢基礎年金等

)第十七条に規定する老齢基礎年金等(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあつては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

2 ～ 4 略

(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあつては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

2 ～ 4 略

(国民年金対象残留期間を有する者の申出)

第十四条 令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間をする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに日本年金機構(以下「機構」という。)に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 かつて国民年金の被保険者であったことがある者であつて、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあつては、変更前の氏名
 - 三 国民年金の被保険者及びかつて国民年金の被保険者であつたことがある者にあつては、基礎年金番号
 - 四 日本国内に住所がない者であつて厚生労働大臣が定めるものにあつては、日本国内における最後の住所
 - 五 老齢基礎年金等の受給権者である者にあつては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード
- 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。
- 一 国民年金手帳を所持しているときは、国民年金手帳
 - 二 申出者が永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができる書類

三 生年月日を明らかにすることができる書類
四 初めて永住帰国した日を明らかにすることができる書類

五 昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日（その日が昭和五十六年十二月三十一日後の日であるときは、同月三十一日）までの期間のうち、日本国籍を有していた期間に係るものを見明らかにことができる書類
六 令第一条第二項に規定する基準永住帰国日を明らかにすることができる書類

七 老齢基礎年金等の受給権者である者にあつては、当該年金の年金証書

3 第一項の申出書は、申出者の住所地の市町村長（都の特別区にあつては、区長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、機構が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（特例追納の申出等）

第十五条 令第九条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならぬ。

- 一 氏名及び住所
- 二 前条の申出を行つた後に氏名を変更した者（国民年金の被保険者である者を除く。）にあつては、変更前の氏名
- 三 特例追納を行おうとする月数
- 四 基礎年金番号

2 特例追納は、歳入徵収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令

第一百四十一号)別紙第四号の十五書式によつて行うものとする。

(繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求)

第十五条の二 令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金(以下「繰上げ年金」という。)の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して機構に提出することによつて行わなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

- 三 繰上げ年金の年金証書の年金コード

2 前項の請求書は、第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に、厚生労働大臣に対し経由のため提出しなければならない。

(老齢基礎年金等の額の改定の請求)

第十六条 令第十九条第二項の規定による老齢基礎年金等の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならぬ。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

- 三 老齢基礎年金等の年金証書の年金コード

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 老齢基礎年金等の年金証書
- 二 特例追納を行つたことを明らかにすることができる書

類

(裁定の請求の特例)

第十七条 請求者が次の表の上欄に掲げる規定による老齢年金の受給権を取得した際に同表の下欄に掲げる年金の受給権者であつた場合には、老齢福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)第二条又は国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和六十一年改正省令」という。)附則第八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正省令第一条の規定による改正前の国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第十六条の規定により機構に提出する同表の上欄に掲げる規定による老齢年金の裁定請求書に、同表の下欄に掲げる年金の国民年金証書を添えなければならない。

(申請書等の記載事項)

第十八条 第十三条の三から第十六条までの規定によつて提出する申請書、申出書又は請求書には、申請、申出又は請求の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。
一 当該特定中国残留邦人等(法第十三条第二項の特定中

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。
一 当該特定中国残留邦人等(法第十三条第二項の特定中

国残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中国残留邦人等以外の特定中国残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イヽニ（略）

ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等、次号に規定する当該特定配偶者及び第三号に規定する当該特定配偶者であった者（以下この項において「当該特定配偶者」である者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等）と同一の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘヽチ（略）

二 当該世帯に当該特定中国残留邦人等の特定配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該特定配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

国残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中国残留邦人等以外の特定中国残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イヽニ（略）

ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中國の地域又は樺太の地域その他の中の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等、次号に規定する当該配偶者及び第三号に規定する当該配偶者であった者（以下この項において「当該配偶者」である者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘヽチ（略）

二 当該世帯に当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該配偶者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

口 イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号口に掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ヘ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の特定配偶者であつた者（以下「特定配偶者であつた者」という。）があるとき

（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

口 イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号口に掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

二 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ヘ イに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の配偶者であつた者（以下「配偶者であつた者」という。）があるとき

（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第三項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合と同じ。）をしていない場合その他これに類する場合は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとされていてしたものであつて、当該特定配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域に

の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定中國残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合と同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域に

域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ （略）

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額

における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に限る。）の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ （略）

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の特定配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者
- 二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該特定配偶者であつた者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 当該特定配偶者(当該世帯に当該特定配偶者以外の特定配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であった者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者又はその特定配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合にあつた者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

2 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該配偶者
- 二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該配偶者であつた者

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 当該配偶者(当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であつた者があるとき(当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合にあつた者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該特定配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者又は次号に規定する特定配偶者であつた者（以下この項において「当該特定配偶者等」という。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、いるものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に特定配偶者であった者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつ

イ 当該配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であつた者（以下この項において「当該配偶者等」という。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者であった者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が改

た者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第三項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていてもあつて、当該特定配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であつて中國等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中國残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていてもあつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額
ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、

保護の程度の決定において収入の額と認定されないものの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の収入の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額
ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係るものとの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該**特定配偶者**以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者

- 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該**特定配偶者**であった者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該**特定配偶者**及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)

第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付(改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。)が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるとところによる。

- 一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)
第一百一条から第二百三十三条まで、第二百七十二条及び第二百八十二条の規定を同令第二百三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、支援給付を保護と医療支援給付を生活保護法第十五条の医療扶助(以下「

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者

- 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者であつた者

「医療扶助」という。)とみなす。

二 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第九十条から第九十二条まで、第九十七条及び第九十八条の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を医療扶助とみなす。

三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の二、第二十五条の二十四の四、第二十五条の二十四の五及び第二十五条の二十五第二項の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)とみなす。

四 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 介護保険法施行規則第八十三条の五(同令第百七十二条の二において準用する場合を含む。)、第九十七条の三、第一百条及び第一百十三条の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)と、生活支援給付を同法の規定による生活扶助とみなす。

ロ 介護保険法施行規則第一百七十条第二項の規定の適用については、同項第五号中「第三十八条第一項第一号」とあるのは、「第三十八条第一項第一号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)とする。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十七条、第三十九条(同令第五十二条(同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。)及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の四第二項及び第六十五条规定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

六 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第二十四号)附則の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第六十四条及び第六十五条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。

八 厚生労働大臣が発する厚生労働省令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(配偶者支援金の支給の申請)

第十八条の七の二 配偶者支援金の支給を受けようとする者

(新設)

(以下この条において「申請者」という。)は、**様式第三号**による配偶者支援金支給申請書を厚生労働大臣に提出し

て申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。
一～四 (略)

3 第七条第四項及び第八条の規定は、配偶者支援金について準用する。この場合においては、第七条第四項中「前項各号」とあるのは「第二項各号」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(法第十二条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供

第十八条の八 法第十七条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。)であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていらないものの次に掲げる事項(申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。)に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一～四 (略)

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供

第十八条の八 法第十六条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。)であつて第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行つていらないものの次に掲げる事項(申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。)に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所
二 基礎年金番号

三 国民年金の被保険者の資格に関する事項及び保険料の納付に関する事項

四 厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第十二条第一号に規定する共済組合の組合員及び同号ハに規定する

私学教職員共済制度の加入者を含む。)の資格に関する事項並びに事業所又は事務所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称

(一時帰国旅費の支給)

第十九条 法第十八条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国旅費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一・二 (略)

- 2 (略)

(一時帰国旅費の支給)

第十九条 法第十七条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国旅費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一・二 略

(一時帰国旅費の支給の申請)

第二十条 一時帰国旅費の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第三号による一時帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 申請者の居住地を明らかにできる書類
- 二 申請者の生年月日を明らかにできる書類
- 三 申請者に次条に規定する親族等がいる場合には、当該事実を明らかにできる書類
- 四 第二十二条に規定する場合であつて介護人(申請者に同行するものに限る。)がいるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(親族等)

第二十一条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の十八歳未満の子（配偶者がないものに限る。）であつて当該中国残留邦人等に同行するものとする。

（一時帰国のために介護人が必要な場合）

第二十二条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該中国残留邦人等につき当該介護人の介護がなければ当該一時帰国のために旅行をすることが困難であると認められる場合とする。

（準用）

第二十三条 第五条、第六条、第七条第二項及び第四項、第八条並びに第九条の規定は、一時帰国旅費について準用する。この場合においては、第五条中「居住予定地」とあるのは「滞在予定地」と、「船賃」とあるのは「往復の船賃」と、「永住帰国」とあるのは「一時帰国」と、「（第十条に規定するものをいう。第七条、第十二条及び第十三条において同じ。）」とあるのは「（第二十一条に規定するものをいう。）又は介護人」と、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十条第一項」と、同条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二十条第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第二十条第一項」と、第九条第一項中「前条」とあるのは「第二十三条において準用する前条」と、「第五条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第五条第一項」と

読み替えるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請の趣旨及びその年月日並びに申請者の居住地を記載するとともに、申請者が自ら署名した書類(次項において「フレキシブルディスク等」という。)を提出することによって行うことができる。

2 前項の表に掲げる第七条第一項の申請において、同条第二項に規定する代理人が前項の規定によりフレキシブルディスク等を提出する場合は、フレキシブルディスクと併せて提出する書類には、申請者の氏名及び居住地並びに代理人の居住地を記載するとともに、当該代理人が自ら署名しなければならない。

(フレキシブルディスクの構造)

第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X6-233号に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

-
- 一 トランクフォーマットについては、日本工業規格X6二二四号又は日本工業規格X6二二五号に規定する方式
 - 二 ポリューム及びファイル構成については、日本工業規格X6〇六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 申請者の氏名
- 二 申請年月日

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日より施行する。

(施行前の準備)

第二条 第十八条の七の二第一項の支給を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項の規定の例により、その支給の申請をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による支給の申請があつた場合には、施行日前においても、第十八条の七の二第三項において準用する第八条の規定の例により、その決定及び通知をすることができる。この場合において、その決定を受けた者は施行日において第十八条の七の二第三項において準用する第八条の決定を受けたものと、その通知は施行

日において第十八条の七の二第三項において準用する第八条の規定によりした通知とみなす。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五条法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとさ</p>	<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設</p> <p>ハ ハウス（略）</p>

れた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設

ハ
ヽ
ホ

（略）

○ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二一十三号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（訓練手当） 第二条　（略）	2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。 一～八の二　（略）	2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。 一～八の二　（略）
八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）	八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）	八の三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの（次条第一項第六号の二及び第六条の二第一項第一号トにおいて「中国残留邦人等永住帰国者」という。） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略） 八の四～十二　（略）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（特定求職者雇用開発助成金）	（特定求職者雇用開発助成金）	（特定求職者雇用開発助成金）
<p>第百十条　（略）</p> <p>2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9から15までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（2）又は（3）に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことのある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第一百十二条、第一百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（15に掲げる者にあっては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限</p>	<p>第百十条　（略）</p> <p>2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満（9から15までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（2）又は（3）に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことのある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下この条、第一百十二条、第一百十八条の三及び附則第十七条の四の四において「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（特定就職困難者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（15に掲げる者にあっては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限</p>	

る。) 事業主であること。

(略)

(1) (6)
3 8
二 口
口 木 (8)
(略) (略) (15)
(略) (略) (略)

(7) 中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援
に関する法律(平成六年法律第三十号)第十条の永
住帰国した中國殘留邦人等及びその親族等であつて
、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過し
ていかないもの

る。) 事業主であること。

(略)

(1) (6)
3 8
二 口
口 木 (8)
(略) (略) (15)
(略) (略) (略)

(7) 中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十
号)第十条の永住帰国した中國殘留邦人等及びその
親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算し
て十年を経過していないもの

○ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援
給付に適用する場合を含む。)においてその例による場合
を含む。)に規定する救護施設又は更生施設

九
(略)

九
(略)

○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（

以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（

以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の

定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇三（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇三（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

二
・
三
五〇十
（略）

二
・
三
五〇十
（略）

[REDACTED]

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設の中に設けられた診療所</p>

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による
同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)
においてその例による場合を含む。)に規定する救護施設
の中に設けられた診療所

三〇七
(略)

三〇七
(略)

○ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例による

現
行

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一（略）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

こととされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付

○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第一十号）

(傍線の部分は改正部分)

条第三項の支援給付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の介護扶助又は介護支援給付

3
•
4
二〇六
(略)

3
•
4
二〇六
(略)
(略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中国残留邦人等支援室及び外事室）</p> <p>第六十二条　（略）</p> <p>2　中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)の施行に関すること(他局の所 掌に属するものを除く。)。</p> <p>三～五　（略）</p>	<p>（中国残留邦人等支援室及び外事室）</p> <p>第六十二条　（略）</p> <p>2　中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の施行に 関すること(他局の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>三～五　（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇四 （略）

五 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国

現 行

（他の省令の準用）

第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇四 （略）

五 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

（第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国

援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場

2 六(十五)(略)

2 六(十五)(略)

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
（他の省令の準用）	（他の省令の準用）
<p>第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律）（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による</p>	<p>第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律）（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）</p>

同法第十四条第三項の支援給付に適用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)

2 三・四 (略) (略)

2 三・四 (略) (略)

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）

（備省令第百五十三号）
傍線の部分は改正部分

付に適用する場合を含む。）においてその例による場合を
含む。）に規定する救護施設又は更生施設

五
(略)

五
(略)

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（他の省令の準用）

第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一・二（略）

（他の省令の準用）
第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一・二（略）

三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例に

三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）

（他の省令の準用）
第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一・二（略）

三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合、及び中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付に適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例に

よることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支
援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付に適
用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場

合を含む。)
四(十三)(略)

2
四(十三)(略)